

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市営住宅入居者選考委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（宝塚市営住宅管理条例の一部改正）
- 2 宝塚市営住宅管理条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。
第9条第3項中「市長が定める選考委員会の意見を聞いて」を削る。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者
	宝塚市男女共同参画推進審議会	宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号)による男女共同参画の推進に関する総合的施策、その他の重要事項の調査、審議に関する事務	10人	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人 公募による市民 3人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市男女共同参画推進審議会	宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号)による男女共同参画の推進に関する総合的施策、その他の重要事項の調査、審議に関する事務	10人	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人 公募による市民 3人

